

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(事前届出)

第四条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者(次条第一項ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定により申請等を行う者(第七号を除く。))又は電子情報処理組織を使用して国税の納付を行う者(第七号第一項ただし書の規定により国税の納付を行う者(第七号を除く。))は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- イ 別表第一号から第六十三号までに掲げる法令の規定に基づき当該申請等を行う者又は当該国税の納付を行う者(氏名(法人については、名称。以下この号及び第四項第一号において同じ。))、住所又は居所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)
- ロ 別表第六十四号から第八十号までに掲げる法令の規定に基づき当該申請等を行う者(氏名及び住所又は居所)

二・三 省 略
257 省 略

(電子情報処理組織による申請等)

第五条 省 略

2 前項の申請等が行われる場合において、税務署長等は、当該申請等につき規定した法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等(以下この条において「添付書面等」という。)に記載されている事項又は記載すべき事項(以下この項及び次項において「添付書面等記載事項」という。)を次に掲げる方法により送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

改正前

(事前届出)

第四条 同上

一 同上

- イ 別表第一号から第六十一号までに掲げる法令の規定に基づき当該申請等を行う者又は当該国税の納付を行う者(氏名(法人については、名称。以下この号及び第四項第一号において同じ。))、住所又は居所及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第四項第一号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所)
- ロ 別表第六十二号から第七十八号までに掲げる法令の規定に基づき当該申請等を行う者(氏名及び住所又は居所)

二・三 同上
257 同上

(電子情報処理組織による申請等)

第五条 同上

2 同上

一 省略

二 当該添付書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を当該申請等と併せて送信する方法（前号に掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

イ 解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）Z6001六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキヤニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上であること。

ロ 省略

三 当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）が記録された電磁的記録であつて、当該添付書面等を交付すべき者から提供を受けたもの（当該添付書面等を交付すべき者により当該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書が当該情報と併せて提供されているものその他これに類するものとして国税庁長官が定めるものに限る。）を当該申請等と併せて送信する方法

3 6 省略

7 省略

別表（第三条関係）

一・二 省略

一 同上
二 同上

イ 解像度が、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。）Z6001六附属書AのA・一・二に規定する一般文書のスキヤニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上であること。

ロ 同上

3 6 同上

7 所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条の二第九項に規定する書類を添付書面等とすべき第一項の申請等が行われる場合における当該書類に係る第二項の規定の適用については、同項中「書面等（）」とあるのは「第七項に規定する書類（）」と、「を次に掲げる方法により」とあるのは「が記録された電磁的記録であつて、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四条第四項第二号に規定する保険者又は後期高齢者医療広域連合から提供を受けたもの（当該保険者又は後期高齢者医療広域連合により当該電磁的記録に記録された情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子署名に係る電子証明書が当該情報と併せて提供されているものに限る。）を」とする。

8 同上

別表（第三条関係）

一・二 同上

三 所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）
 四〇二十 省 略

二十一 地方揮発油税法（昭和三十年法律第四百号）

二十二 省 略

二十三 省 略

二十四 省 略

二十五 省 略

二十六 省 略

二十七 省 略

二十八 省 略

二十九 省 略

三十 省 略

三十一 省 略

三十二 省 略

三十三 省 略

三十四 省 略

三十五 省 略

三十六 省 略

三十七 省 略

三十八 省 略

三十九 省 略

四十 省 略

四十一 省 略

四十二 省 略

四十三 省 略

四十四 省 略

四十五 省 略

四十六 省 略

四十七 省 略

四十八 省 略

四十九 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の

特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）

五十 省 略

三 所得税法施行規則
 四〇二十 同 上

二十一 同 上

二十二 同 上

二十三 同 上

二十四 同 上

二十五 同 上

二十六 同 上

二十七 同 上

二十八 同 上

二十九 同 上

三十 同 上

三十一 同 上

三十二 同 上

三十三 同 上

三十四 同 上

三十五 同 上

三十六 同 上

三十七 同 上

三十八 同 上

三十九 同 上

四十 同 上

四十一 同 上

四十二 同 上

四十三 同 上

四十四 同 上

四十五 同 上

四十六 同 上

四十七 同 上

四十八 同 上

四十九 同 上

五十 同 上

附則

八十一	八十	七十九	七十八	七十七	七十六	七十五	七十四	七十三	七十二	七十一	七十	六十九	六十八	六十七	六十六	六十五	六十四	六十三	六十二	六十一	六十	五十九	五十八	五十七	五十六	五十五	五十四	五十三	五十二	五十一
省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省	省
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

七十九	七十八	七十七	七十六	七十五	七十四	七十三	七十二	七十一	七十	六十九	六十八	六十七	六十六	六十五	六十四	六十三	六十二	六十一	六十	五十九	五十八	五十七	五十六	五十五	五十四	五十三	五十二	五十一	五十	四十九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五条第二項第二号イの改正規定 平成三十一年七月一日
 - 二 別表第四十七号を同表第四十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同表第四十七号を同表第四十八号とする部分を除く。） 平成三十一年九月三十日

(経過措置)

- 2 改正後の国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に行う同条第一項の規定による申請等について適用する。

（国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

- 3 国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

- 四 当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）の電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

第五条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四

同上

第五条第二項に次の一号を加える。

- 三 当該添付書面等記載事項（国税庁長官が定める添付書面等に係るものに限る。）の電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあっては、前号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法

第五条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第六項」を「第七項」に改め、「方法により」の下に「送信させ、又は提出」を、「」を「」の下

項中「第二項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項(第一号に係る部分に限る。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

別表中「第三条」の下に「第八条」を加え、同表第三十九号中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 省略

二 第五条第二項の改正規定(「この項」の下に「及び次項」を加える部分に限る。)、同条第七項を同条第八項とする改正規定、同条第六項の改正規定、同項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項を同条第四項とする改正規定及び同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第五項の規定 平成三十一年四月一日

三 省略

四 第五条第二項の改正規定(「送信させる」を「送信させ、又は提出させる」に改める部分に限る。)及び同項に一号を加える改正規定並びに附則第四項の規定 平成三十二年四月一日

(経過措置)

2・3 省略

4 新令第五条第二項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、平成三十二年四月一日以後に行う同条第一項の規定による申請等について適用する。

5・7 省略

に「送信」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項(第一号に係る部分に限る。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

別表中「第三条」の下に「第八条」を加え、同表第三十八号中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加える。

附則

(施行期日)

1 同上

一 同上

二 第五条第二項の改正規定(「この項」の下に「及び次項」を加える部分に限る。)、同条第七項を同条第八項とする改正規定、同条第六項の改正規定(「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。)、同項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項を同条第四項とする改正規定及び同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに附則第五項の規定 平成三十一年四月一日

三 同上

四 第五条第二項の改正規定(「送信させる」を「送信させ、又は提出させる」に改める部分に限る。)、同項に一号を加える改正規定及び同条第六項の改正規定(「第六項」を「第七項」に改める部分を除く。))並びに附則第四項の規定 平成三十二年四月一日

(経過措置)

2・3 同上

4 新令第五条第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、平成三十二年四月一日以後に行う同条第一項の規定による申請等について適用する。

5・7 同上